

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度 (変更：令和 7 年度)
計画主体	片品村

片品村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 片品村役場 農林建設課
所 在 地 利根郡片品村鎌田 3 9 6 7 - 3
電 話 番 号 0 2 7 8 - 5 8 - 2 1 1 1
F A X 番 号 0 2 7 8 - 5 8 - 2 1 1 0
メールアドレス nourin@vill.katashina.gunma.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ、カモシカ、カラス、キジバト、ハクビシン、タヌキ、キツネ、ネズミ、ウサギ、アナグマ、カワウ、アオサギ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	片品村内一円

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ニホンザル	トウモロコシ、ダイコン、豆類、果樹等	1 3 9 千円 3 5 a
イノシシ	トウモロコシ、イモ類、水稻等	1, 9 8 7 千円 1 1 8 a
ツキノワグマ	トウモロコシ等	2 4 9 千円 1 5 a
ニホンジカ	ダイコン、レタス、豆類、水稻、果樹等	1, 2 5 6 千円 1 8 5 a
カモシカ	ダイコン、レタス、	5 6 千円 4 0 a
カラス	トウモロコシ、果樹等	1 5 0 千円 1 0 a
キジバト	被害額としての報告は出ていないが、数年前からほ場での被害や目撃情報がある。	
ハクビシン	トウモロコシ等	2 9 9 千円 1 0 a
タヌキ	トウモロコシ等	1 9 千円 1 a
ネズミ	被害額としての報告は出ていないが、ほ場での被害や目撃情報がある。	
ウサギ	被害額としての報告は出ていないが、ほ場での被害や目撃情報がある。	
キツネ	被害額としての報告は出ていないが、ほ場でのセンサーカメラに多くが撮影され目撃情報もある。	
アナグマ	被害額としての報告は出ていないが、数年前からほ場での被害や目撃情報がある。	
カワウ	被害額としての報告は出ていないが、数年前から 養魚場等での被害や目撃情報がある。	
アオサギ	被害額としての報告は出ていないが、数年前から 養魚場等での被害や目撃情報がある。	

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

ニホンザル	村内ほぼ全域に約200頭が生息しており、トウモロコシ、ダイコン等露地野菜に被害を与えている。主な生息地域は築地地区、菅沼地区、花咲地区、東小川地区、越本地区であるが、村内全域で農作物及び果樹（りんご）に被害を与えている。
イノシシ	村内ほぼ全域に生息し、春から秋にかけて田畑・果樹・花の掘り起こしや食害を及ぼしている。最近では集落内を夜間徘徊している地区もあり、人身被害も心配である。
ツキノワグマ	山間地域に生息し、夏から秋にかけて村内各地区のトウモロコシ畑やトマトハウスに侵入し被害が発生している。 また、集落近くの畑等にも出没し、通学路にも近い場所もあるため、人身被害の発生が心配である。目撃頭数について増加傾向にある。
ニホンジカ	村内全域に生息し、野菜（ダイコン、レタス、豆等）、水稻等の食害や踏み荒らしの他、果樹（りんご）の皮剥・森林の被害が深刻である。
カモシカ	森林から農地部分に進入したカモシカが森林に戻ることができず、農地内の森林で生活するため野菜（ダイコン、レタス、豆等）、水稻等の被害が深刻である。
カラス	村内全域に生息しており、生活環境への悪影響のほか農作物被害も拡大している。
キジバト	目撃情報は多くはないが、野菜（トウモロコシ）に被害が出ている。
ハクビシン	村内全域に生息し、野菜（トウモロコシ、豆等）の食害が深刻である。
タヌキ	目撃情報は多くはないが、野菜（トウモロコシ）に被害が出ている。
ネズミ	目撃情報は多くはないが、ブルーベリーに被害が出ている。
ウサギ	目撃情報は多くはないが、野菜（にんじん）に被害が出ている。
キツネ アナグマ	目撃情報は多くはないが、野菜（トウモロコシ）に被害が出ている。
カワウ アオサギ	数年前より養魚所や河川で目撃され被害が報告されている。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
ニホンザル	1 3 9 千円 3 5 a	9 7 千円 2 4 a
イノシシ	1, 9 8 7 千円 1 1 8 a	1, 3 9 1 千円 8 3 a
ツキノワグマ	2 4 9 千円 1 5 a	1 7 4 千円 1 1 a
ニホンジカ	1, 2 5 6 千円 1 8 5 a	8 7 9 千円 1 2 8 a
カモシカ	5 6 千円 4 0 a	3 9 千円 2 8 a
カラス	1 5 0 千円 1 0 a	1 0 5 千円 7 a
ハクビシン	2 9 9 千円 1 0 a	2 0 9 千円 7 a
タヌキ	1 9 千円 1 a	1 3 千円 1 a
ネズミ	—	—
ウサギ	—	—
キジバト	—	—
キツネ	—	—
アナグマ	—	—
カワウ	—	—
アオサギ	—	—

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	群馬県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき、36人の有害鳥獣捕獲隊を編成し、各担当地区において、わな及び銃器を用いて対象鳥獣を捕獲している。 捕獲個体については、従事者が理設処理をしている。	①狩猟者の高齢化、若い後継者の育成等。 ②被害農家への自己防衛の啓発等。
防護柵の設置等に関する取組	ニホンジカ、カモシカ、イノシシへの対策として県の小規模土地改良事業等を活用して平成6年度から令和3年度までに約46,931mのフェンスを被害地域に設置し田畑への侵入を防いでいる。 ニホンザルにおいて、追払い活動を行っている。	① フェンス設置の際、沢等有るため完全に囲いきれない場所がある。 ② イノシシ、ニホンジカ、カモシカには一定の効果が有るがサルには効果がないので、サル用の進入防止対策を講じる必要がある。 ③ 大型台風や大雨の影響で修繕が必要になるなど、適切な維持管理が課題である。

生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	有害鳥獣の餌場とならないよう、農作物の破棄及び放任果樹における注意喚起を行っている。 農業者等へ動物駆逐用煙火講習の周知を行っている。	①畑に隣接する林地への農作物の破棄等。 ②農業者による追払い等の有害鳥獣被害防止対策の減少。
----------------------------------	--	---

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

ニホンザルについては、群れの生息状況調査等を進め、山間地に追い払いを行いつつ、設置している防護柵の改修や捕獲に力を入れる。また、群れの行動把握等に ICT 機器等の最新技術を活用し、被害防止に努める。

イノシシ、ニホンジカ、カモシカについては、農作物被害を減少させるため、被害の大きい農地と山林との境界に侵入防止のために設置している防護柵等の修理を進め、併せて、ワナ、銃器での捕獲を進める。ICT 機器等を活用し、効率的な捕獲を進めるとともに、被害場所及び捕獲場所の統計データを GIS 等により管理をしていく。

ツキノワグマについては、被害農家に自己防衛等の啓発を進め、人身に危害が及ぶ恐れのある場合には、ワナ、銃器による捕獲を行う。

タヌキ、キツネ、ハクビシンについては、目撃情報等の調査を進め必要な器具をそろえ捕獲を進める。

カラス、キジバトについては、ワナ免許所持者等の確保に努め、専用捕獲オリの利用や銃器による有効な捕獲を進める。

カワウ、アオサギについては、追い払いを行うとともに銃器での捕獲を進める。

ネズミ、ウサギについては、目撃情報が少ないが捕獲等に必要な器具をそろえ捕獲を進める。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術) 機器や GIS(地理情報システム) の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲については、群馬県の定める第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき編成した有害鳥獣捕獲隊員及び片品村で委嘱した鳥獣被害対策実施隊により、より一層の捕獲に従事する。また、有害鳥獣捕獲隊員の中のわな免許所持者は村内の担当地域を定め、わな等を設置し捕獲を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R5	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ カモシカ カラス キジバト ハクビシン タヌキ キツネ ネズミ ウサギ アナグマ カワウ アオサギ	農家等に被害状況調査や聞き取りを行い、有害鳥獣捕獲隊・鳥獣被害対策実施隊と連携し、ICT機器等の効果的な捕獲機材を導入し捕獲を行う。又、ニホンザルについては、テレメトリーの装着を行い効果的な捕獲を行う。 被害農家等には自己防衛の啓発・指導等を行う。
R6	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ カモシカ カラス キジバト	農家等に被害状況調査や聞き取りを行い、有害鳥獣捕獲隊・鳥獣被害対策実施隊と連携し、ICT機器等の効果的な捕獲機材を導入し捕獲を行う。又、ニホンザルについては、テレメトリーの装着を行い効果的な捕獲を行う。 被害農家等には自己防衛の啓発・指導等を行う。

	ハクビシン タヌキ キツネ ネズミ ウサギ アナグマ カワウ アオサギ	
R7	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ カモシカ カラス キジバト ハクビシン タヌキ キツネ ネズミ ウサギ アナグマ カワウ アオサギ	農家等に被害状況調査や聞き取りを行い、有害鳥獣捕獲隊・鳥獣被害対策実施隊と連携し、ICT 機器等の効果的な捕獲機材を導入し捕獲を行う。又、ニホンザルについては、テレメトリーの装着を行い効果的な捕獲を行う。 被害農家等には自己防衛の啓発・指導等を行う。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
近年の捕獲頭数の推移、生息状況や被害発生状況により、鳥獣毎に年度毎の捕獲計画数を設定するものとする。	
ニホンザル	巡視員や出没地域の関係者の聞き取りでは約200頭が生息していることから年間100頭の捕獲を計画する。
イノシシ	人家横の畑に出没、食害や耕作放棄地・路肩の掘り起こしなどを見ると、増加に捕獲が追いついていない状態であるため引き続き年間300頭の捕獲を計画する。
ニホンジカ	村外から移動して居座る個体が相当あるため年間440頭の捕獲を計画する。
カモシカ	カモシカ適正管理計画に従い年間4頭の捕獲を計画する。
カラス	増加に捕獲が追いついていない状態であるため引き続き年間30羽の捕獲を計画する。

キジバト	目撃情報は少ないが、被害の報告があるため引き続き年間１０羽の捕獲を計画する。
ハクビシン	少ないスペースから侵入し被害報告も多いので、年間５０頭の捕獲を計画する。
タヌキ	少ないスペースから侵入し被害報告も多いので、年間３０頭の捕獲を計画する。
キツネ	センサーカメラに多く写り被害報告も寄せられるので、少ないスペースから侵入し被害報告も多いので、年間２０頭の捕獲を計画する。
ネズミ	少ないスペースから侵入し被害報告も寄せられるので、年間２０匹の捕獲を計画する。
ウサギ	少ないスペースから侵入し被害報告も寄せられるので、年間２０匹の捕獲を計画する。
アナグマ	少ないスペースから侵入し被害報告も寄せられるので、年間３０匹の捕獲を計画する。
カワウ	漁協関係者から被害報告が寄せられるので、年間１０羽の捕獲を計画する。
アオサギ	漁協関係者から被害報告が寄せられるので、年間１０羽の捕獲を計画する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	５年度	６年度	７年度
ニホンザル	１００	１００	１００
イノシシ	３００	３００	３００
ツキノワグマ	—	—	—
ニホンジカ	４４０	４４０	４４０
カモシカ	４	４	４
カラス	３０	３０	３０
キジバト	１０	１０	１０
ハクビシン	５０	５０	５０
タヌキ	３０	３０	３０
キツネ	２０	２０	２０
ネズミ	２０	２０	２０
ウサギ	２０	２０	２０
アナグマ	３０	３０	３０
カワウ	１０	１０	１０
アオサギ	１０	１０	１０

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
ニホンザルについては、巡視員による生息状況調査と追い払いを実施しながら、1年を通して捕獲オリによる捕獲を行う。単独で害を及ぼす際には、該当地区の捕獲隊員に銃器・捕獲オリによる捕獲を依頼する。 イノシシについては、毎年、農作物や歩道肩等の被害が寄せられるため、狩猟期間を外した約9ヶ月間を捕獲オリとワイヤートラップにより捕獲を行う。捕獲場所は村内全域。なお、豚熱対策に係る有害捕獲強化の場合は年間とする。 近年被害が寄せられるハクビシン、タヌキ及び目撃のあるキツネ、アナグマについては、小型捕獲オリによる捕獲を行う。捕獲場所は村内全域。 ニホンジカについては、森林及び農作物の被害が多いため、狩猟期間を外した約9ヶ月間、ワイヤートラップ及び銃器による捕獲を行う。捕獲場所は被害情報が寄せられた地区を中心に行う。 カモシカについては、森林及び農作物の被害が寄せられているため、片品村カモシカ適正管理計画に基づき降雪期には銃器で、農繁期にはワイヤートラップで捕獲を行う。 ツキノワグマについては、人身被害防止等捕獲がやむを得ない場合、安全かつ効果的な方法により捕獲を行う。 カラス、キジバトについては、農作物被害や糞害等が寄せられるため狩猟期間を外した約9ヶ月間、銃器による捕獲を行う。捕獲場所は村内全域。 ネズミについては、従来どおり農家に殺鼠剤を支給し駆除を依頼する。場所は村内全域。 ウサギについては、狩猟期間を含め、箱わなや銃器による捕獲を行う。捕獲場所は村内全域。 カワウ、アオサギについては、被害が発生している湖沼や河川において銃器による捕獲を行う。 なお、捕獲にあたっては、関係法令及び群馬県第13次鳥獣保護管理事業計画の方針に基づき実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
銃刀法第5条の2第4項第1号に規定するライフル銃（特定ライフル銃含む）による捕獲については該当なし。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣種、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
片品村全域	地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項及び群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第 2 条第 1 項に基づき、県から捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣については、委譲済み。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5 年度	6 年度	7 年度
ニホンジカ イノシシ カモシカ	電気柵 4000m	電気柵 4000m	電気柵 4000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5 年度	6 年度	7 年度
ニホンジカ イノシシ カモシカ	村単事業である電気柵購入補助金等を活用し、防護ネットから効力の上がる電気柵への移行を図る。 侵入防止柵の効力維持のため、周辺の草刈りや追い払いを行う。既存の防護柵等の改修・修理を進める。	村単事業である電気柵購入補助金等を活用し、防護ネットから効力の上がる電気柵への移行を図る。 侵入防止柵の効力維持のため、周辺の草刈りや追い払いを行う。既存の防護柵等の改修・修理を進める。	村単事業である電気柵購入補助金等を活用し、防護ネットから効力の上がる電気柵への移行を図る。 侵入防止柵の効力維持のため、周辺の草刈りや追い払いを行う。既存の防護柵等の改修・修理を進める。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 5	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ カモシカ カラス キジバト ハクビシン タヌキ キツネ ネズミ ウサギ アナグマ カワウ アオサギ	被害農家等に田畑への電気柵等の設置や放置野菜等の適正処理の指導を行う。 また、被害農家等が追い払い活動を実施できるよう、動物駆逐用煙火講習会の参加呼びかけ等の啓発を行う。
R 6	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ カモシカ カラス キジバト ハクビシン タヌキ キツネ ネズミ ウサギ アナグマ カワウ アオサギ	被害農家等に田畑への電柵等の設置や放置野菜等の適正処理の指導を行う。 また、被害農家等が追い払い活動を実施できるよう、動物駆逐用煙火講習会の参加呼びかけ等の啓発を行う。
R 7	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ カモシカ カラス キジバト ハクビシン タヌキ キツネ	被害農家等に田畑への電柵等の設置や放置野菜等の適正処理の指導を行う。 また、被害農家等が追い払い活動を実施できるよう、動物駆逐用煙火講習会の参加呼びかけ等の啓発を行う。

	ネズミ ウサギ アナグマ カワウ アオサギ	
--	-----------------------------------	--

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

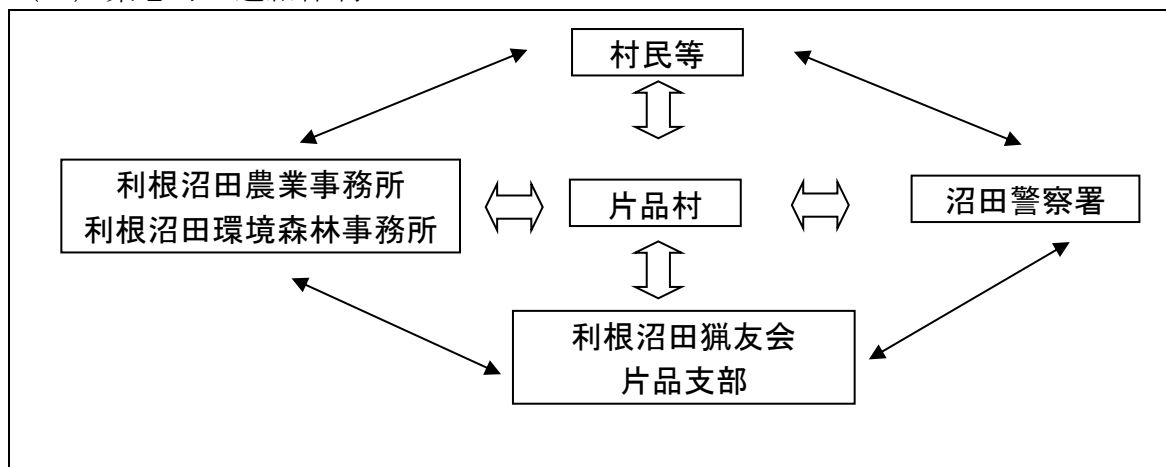
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
利根沼田環境森林事務所	関連情報の提供と助言指導
沼田警察署	情報収集の継続及び隣接警察署への情報提供を行う。
片品村	沼田警察署に情報を提供するとともに引き続き情報収集を継続する。 住民及び関係機関への注意喚起を行う。
片品村有害鳥獣捕獲隊	村長の要請により捕獲活動を行う。
片品村鳥獣被害対策実施隊	村長の要請により被害防止活動及び捕獲活動を行う。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

カモシカ、ツキノワグマについては、適正な個体群管理を行うため専門機関において生態調査等学術研究に利用する。

ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、カラス、キジバト、ハクビシン、タヌキ、キツネ、ウサギ、アナグマ、カワウ、アオサギ、ネズミは可能な限り尾瀬クリーンセンターにおいて焼却処分を行う。焼却処分が難しい場合は、生態系に影響を与えないよう適切に埋設処分を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	ニホンジカについては、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限が処理加工施設単位で一部解除となったため、(株) 箕輪フーズの処理加工施設に搬入し、ジビエの利活用の推進を図る。
ペットフード	特になし
皮革	ニホンジカ及びカモシカの毛皮については、剥製（全体）・敷物（全体）・敷物（頭部なし）・トロフィーの4種類の製品とし、毛皮製品の加工は、業者に依頼するものとする。
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	特になし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

(株)箕輪フーズに搬入し、食肉加工をしている。(株)箕輪フーズ等による箕輪ジビエコンソーシアムを構成している。また、片品村における(株)箕輪フーズでの年間処理計画頭数は令和7年度に40頭としている。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

食肉の品質向上をさせるため、捕獲者に対し止め刺し等の講習会を実施予定。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

協議会の名称	片品村有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
片品村	会務を統括する
村議会	農林業被害の情報の収集
J A利根沼田有害鳥獣担当部署	農林業被害の情報の収集及び被害防止対策の普及啓発
農協支店長	
鳥獣保護管理指導員	農林業被害の情報の収集
各区有害鳥獣被害対策協議会長	農林業被害の情報の収集
環境省関東地方環境事務所	農林業被害の情報の収集及び被害防止対策の普及啓発
利根沼田農業事務所	
利根沼田環境森林事務所	
各行政区長	農林業被害の情報の収集

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
群馬県鳥獣被害対策支援センター	鳥獣被害防止対策施策に関わる指導・助言
県自然史博物館	捕獲個体の分析

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊の規模は実員数37人(R5.3.1時点)で、片品村有害鳥獣捕獲隊員等から特措法第9条に定める「鳥獣被害対策実施隊員」に任命し、被害防止施策に積極的に取り組んでいる。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

今後、被害農家等が自己防衛に必要と思われる講習会等がある場合、積極的に参加するよう啓発する。将来的には、実施体制を維持・強化するため、農業者と協力し、わなの見回り及び追い払い等を行う。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害対策について、関係者間で被害状況や出没状況などの情報を共有し、共通の認識を持つための体制を整える。また、近隣市町村と連携し、被害対策の情報を共有することで、より効果的な被害の防止に努める。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。